

株 主 各 位

平成 18 年 1 月 27 日

東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIパートナーズ株式会社

代表取締役社長 相 原 志 保

合併に伴う株式の取り扱いに関するご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、平成18年1月27日（金）開催の臨時株主総会の決議により、平成18年3月1日（水）を合併期日として、SBIホールディングス株式会社と合併して解散することとなりました。

つきましては、合併期日前日（平成18年2月28日（火））の最終の当社株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載または記録された株主（実質株主を含む）の皆さまに対し、ご所有されている当社の普通株式1株につきSBIホールディングス株式会社の普通株式0.05株の割合をもって割当て交付申しあげることとなります。

この合併に伴い、ご所有の株券をご提出していただくお手続きを実施いたしますが、

- ① 証券保管振替機構（以下、《ほふり》という）に預託されている株券
- ② 単元未満の登録株式
- ③ 株券不所持のお申し出をされている株式

につきましては、株券提出のお手続きは必要ございませんので、当社およびSBIホールディングス株式会社の株式の取り扱いについてご案内申し上げます。

（このご案内は、平成17年12月9日現在の株主名簿に基づき、上記の①～③の株式のみをご所有の方を対象にお送りいたしております。）

ただし、《ほふり》から預託株券を引き出された等の理由により、現在当社の株券をご所有の方は、株券提出期間〔平成18年1月28日（土）から平成18年2月28日（火）まで〕内に、ご所有の株券をすべてご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

お取引証券会社等に株券をお預けになり、《ほふり》に預託されているかどうかご不明の方は、念のためお取引証券会社等にご確認ください。

1 SBIホールディングス株式会社株式の割当て方法

- (1) 平成18年2月28日(火)の最終の当社株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載または記録された株主(実質株主を含む)の皆さまに対し、ご所有されている当社の普通株式1株につきSBIホールディングス株式会社の普通株式0.05株の割合をもって割当ていたします。
- (2) SBIホールディングス株式会社は端株制度適用会社となりますことから割当の結果1株の100分の1の整数倍に相当する端株につきましては、端株券を発行せず、端株原簿に記載または記録されます。端株原簿に記載または記録された端株は、発行会社への買取請求ができます。また、「新株式の割当に関するご通知(兼端株原簿記載または記録のご報告)」は平成18年4月21日(金)〔予定〕にご送付申し上げます。
なお、今回割当の結果生じた端株につきましては、保管振替制度を利用することができず、端株原簿への記載または記録となります。端株原簿に関する買取請求手続等については、後記 6 の株券提出事務取扱場所にお問い合わせください。

(ご参考) 現在のご所有普通株式に新普通株式がどのように割当てられるかについては、次の例をご参照ください。

- 〈例1〉当社普通株式200株ご所有の場合、
割当比率の0.05を乗じると10株となりますので、
SBIホールディングス株式会社普通株式10株を割当ていたします。
- 〈例2〉当社普通株式211株ご所有の場合、
割当比率の0.05を乗じると10.55株となりますので、
SBIホールディングス株式会社普通株式10株を割当ていたします。
0.55株については、端株原簿に記載または記録されます。

2 届出関係書類のお取扱いについて

- (1) 現在当社にお届けいただいている「株主票」、「実質株主票」、「配当金振込指定書」その他の書類につきましては、平成18年3月1日(水)をもって、SBIホールディングス株式会社に一括引き継がせていただきます。ただし、従来よりSBIホールディングス株式会社の株式をご所有の株主の皆さまにつきましては、SBIホールディングス株式会社の各書類を優先させていただきます。
- (2) 従来よりSBIホールディングス株式会社の端株をご所有され、合併による新株式と合算の結果、1株に達した場合等、繰り上がりによって1株となった場合は、平成18年5月上旬以降、別途新株券をご送付いたします。
- (3) 「株券不所持申出書」につきましては、改めてご提出いただく必要がございますので、ご確認のための書面を別途ご送付申し上げます。

3 合併の日程と株式の流通について(予定)

株式の流通は、次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	株 式 の 流 通
平成18年 1 月28日(土)	株券提出取扱開始日	当社株式は平成18年2月22日(水)までは市場で売買ができます。 株券を提出された方はSBIホールディングス株式会社の株券がお手元に到着するまでの間〔平成18年4月21日(金)(発送予定)〕株式の売却ができません。
平成18年 2 月23日(木)	当社株式上場廃止日	平成18年2月23日(木)からは当社株式の市場での売買はできません。
平成18年 2 月28日(火)	株券提出取扱最終期日	
平成18年 3 月 1 日(水)	合併期日 合併新株式上場 取引開始	株券を証券保管振替機構へ預託されたと、平成18年3月1日(水)以降、割当ての結果1株の整数倍となる株式につきましてはSBIホールディングス株式会社の株式として売却できます。
平成18年 4 月21日(金)	新株券発送日(予定)	新株券がお手元に到着した後は、SBIホールディングス株式会社の株式として株券による売買が可能です。

4 単元未満株式の買取請求および端株の買取請求について

(1) 当社の単元未満株式(100株未満)の買取請求について

a. 平成18年2月22日(水)まで

この期間の単元未満株式の買取請求は、従来どおり当社の「株式取扱規程」に基づきお取り扱いいたします。

b. 平成18年2月23日(木)から

市場での当社株式は上場廃止となりますので単元未満株式の買取請求の受付は停止させていただきます。

(2) SBIホールディングス株式会社の端株の買取請求について

a. 平成18年3月1日(水)から平成18年3月27日(月)まで

この期間に端株の買取請求をなさる場合は、SBIホールディングス株式会社の「株式取扱規則」に基づき、お取り扱いいたします。ただし、買取代金につきましては、平成18年3月下旬のお支払いを予定いたしておりますので、ご了承ください。

b. 平成18年3月28日(火)から平成18年4月20日(木)まで

この期間に端株の買取請求をなさる場合は、SBIホールディングス株式会社の「株式取扱規則」に基づき、お取り扱いいたします。ただし、買取代金につきましては、平成18年5月上旬以降のお支払いを予定いたしておりますので、ご了承ください。

c. 平成18年4月21日(金)以降

端株の買取請求は、平成18年4月21日(金)発送予定の「新株式の割当てに関するご通知」がお手元に届き次第、SBIホールディングス株式会社の「株式取扱規則」に基づいてお取り扱いいたします。

5 単元未満株式の買増請求および端株の買増請求について

(1) 当社の単元未満株式(100株未満)の買増請求について

a. 平成18年2月10日(金)まで

この期間の単元未満株式の買増請求は、従来どおり当社の「株式取扱規程」に基づきお取扱いいたします。

b. 平成18年2月13日(月)から平成18年2月28日(火)まで

会社合併に伴う株主名簿確定作業等により、受付を停止させていただきます。

(2) SBIホールディングス株式会社の端株の買増請求について

a. 平成18年3月1日(水)から平成18年4月21日(金)まで

この期間の端株の買増請求は、会社合併に伴う株主名簿確定作業等により、受付を停止させていただきます。

b. 平成18年4月24日(月)以降

SBIホールディングス株式会社の「株式取扱規則」に基づいてお取扱いいたします。

6 株券提出事務取扱場所

《ほふり》から預託株券を引き出された等の理由により、現在当社の株券をご所有の方は、株券提出期間〔平成18年1月28日(土)から平成18年2月28日(火)まで〕内にご所有の株券全部をご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご注意)

株券を提出されますと、その後新株券がお手元に到着〔新株券は平成18年4月21日(金)発送予定〕するまでの間、株式の売却ができませんのでご注意くださいようお願い申し上げます。

名義書換代理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(本件に関する
郵送先および
お問い合わせ先)

〒135-8741 東京都江東区深川郵便局私書箱第63号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
専用電話 0120-02-9653(フリーダイヤル)
フリーダイヤル 利用期間 平成18年1月28日から平成18年2月28日まで
利用時間 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00
みずほ信託銀行 電話センター 0120-288-324 もご利用ください。

同 取 次 所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店

以 上